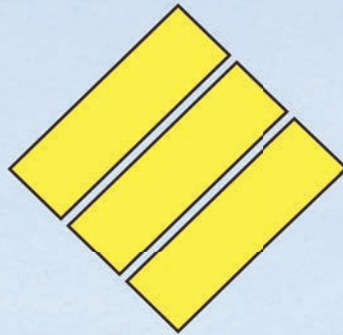


滝川市



おくやみ ハンドブック



ご遺族の皆さまへ

ご遺族の皆さまへ

ご逝去を悼み心からお悔やみ申し上げます。

滝川市では、亡くなった方に関する市役所での手続きと

市役所以外の主な手続きをまとめた「おくやみハンドブック」を作成いたしました。

このハンドブックが、ご遺族の皆さまのお役に立てば幸いです。

ご不明な点がございましたら、担当窓口までお問い合わせください。

もくじ

1. 本書の使い方と市役所にお持ちいただくものについて P.2
2. おくやみ手続きチェックリスト P.3
3. 市役所フロアマップ P.5
4. 市役所で行う手続き P.7
5. 少し落ち着いてから行う市役所以外での手続きチェックリスト P.31
6. 亡くなられた方が会社員だった場合 P.32
7. 亡くなられた方が個人事業主だった場合 P.33
8. 相続に関する手続きチェックリスト P.34
9. 法定相続情報証明制度について P.35
10. 家系図 P.37
11. 故人の財産について P.38
12. 戸籍謄・抄本請求書（郵送用）、委任状様式 P.39

MEMO

1. 本書の使い方と市役所にお持ちいただくものについて

【本書の使い方】

本書は死亡届を提出した後、市役所で一般的に必要な手続きや持ち物を確認していただくための手引きです。ご遺族の方がこのハンドブックを事前にお読みいただき、必要なものをお持ちいただくことで、窓口での手続きをスムーズに行っていただけます。

ほかにも、各種名義変更や遺産相続など、市役所以外で行う主な手続きについても掲載しています。これから手続きの準備を始めていく際の便覧としても、ぜひご活用ください。

【市役所にお持ちいただくもの】

下記のものは、市役所の手続きで一般に必要なものです。

ご遺族の方

- ☐ 「おくやみハンドブック」(本書)
- ☐ 本人確認書類
(マイナンバーカード・運転免許証など)
- ☐ 印鑑(認印可)※相続人代表・喪主・年金請求者
- ☐ 口座確認書類(預貯金通帳など)
- ☐ 委任状(相続人に代わって代理人が手続きをする場合に必要です。P.41参照)

亡くなられた方

- ☐ 基礎年金番号が記載されているもの
(年金手帳・基礎年金番号通知書など)
- ☐ 国民健康被保険者証
- ☐ 後期高齢者医療被保険者証
- ☐ 介護保険者証
- ☐ 各種医療費受給者証
- ☐ 身体障害者手帳 など

そのほかの持ちものについては、「2. おくやみ手続きチェックリスト (P.3)」を事前に確認し、それぞれの窓口で必要なものをご用意ください。

本人確認書類について

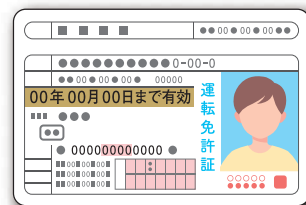
☐ 1点で本人確認できる書類(顔写真付きに限る)

運転免許証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降に交付されたもの)、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

☐ 2点で本人確認できる書類

健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、基礎年金番号通知書、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



滝川市で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

2. おくやみ手続きチェックリスト

(1) 市役所で行う手続き

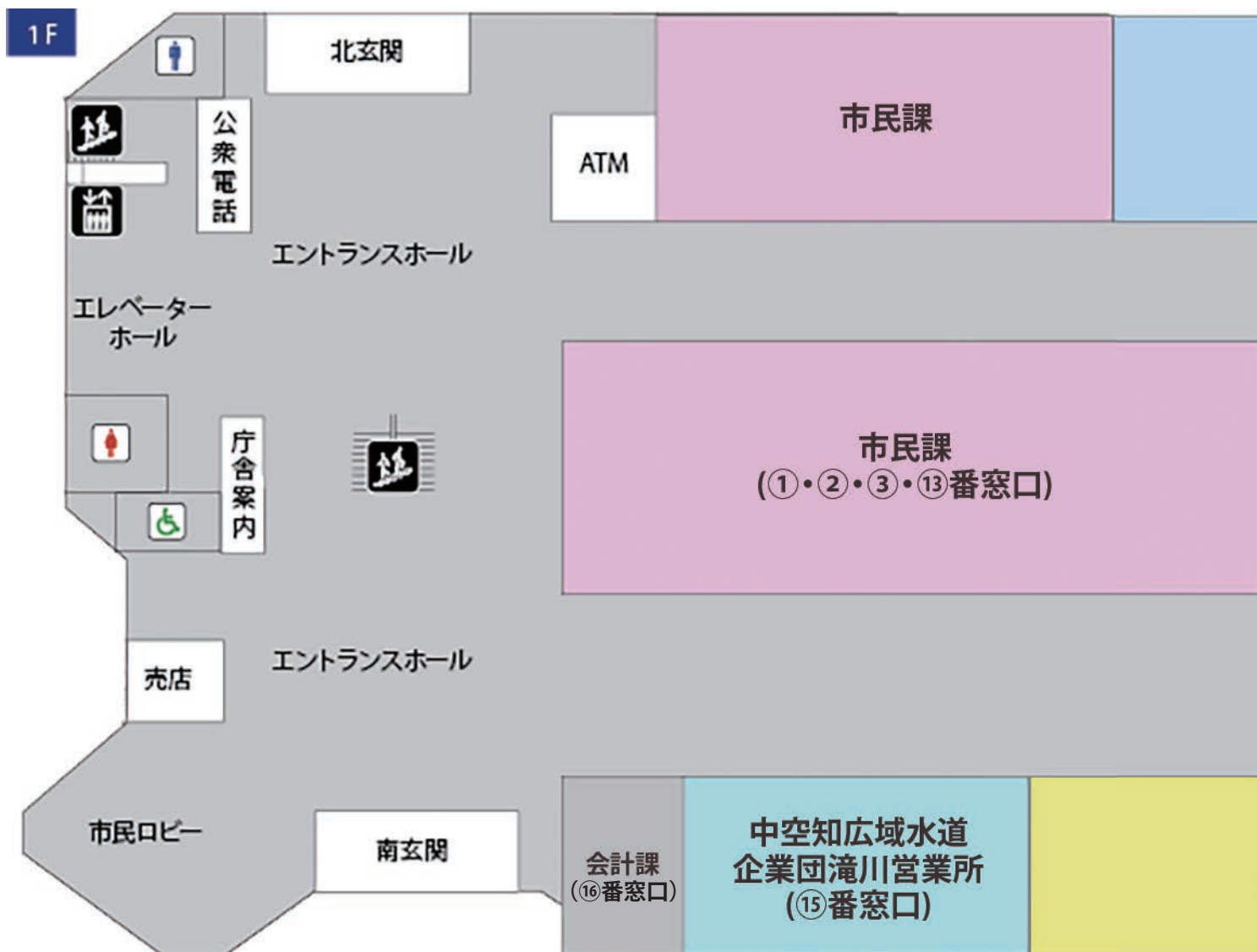
No.	手続き	対象者	ページ
1	戸籍・住民登録など	☐ 相続の手続きなどで戸籍謄本などが必要な場合	P.7
		☐ 亡くなられた方の住民票の除票が必要な場合	P.8
		☐ 印鑑登録証をお持ちの方	
		☐ マイナンバーカード(個人番号カード)・住民基本台帳カード・パスポートをお持ちの方	
2	年金	☐ 国民年金、厚生年金、共済年金加入・受給者の方	P.9
3	国民健康保険 後期高齢者医療保険	☐ 国民健康保険の被保険者の方(74歳以下)	P.11
		☐ 後期高齢者医療保険の被保険者の方	P.12
4	医療費助成	☐ 重度心身障害者医療費助成受給者の方	P.13
		☐ ひとり親家庭等医療費助成受給者の方	
		☐ 子ども医療費助成受給者の方	P.14
5	介護保険	☐ 介護保険の被保険者の方	P.15
		☐ 高額介護サービス費について	
6	高齢者在宅福祉サービス	☐ 緊急通報装置を設置されていた方	P.15
7	子育て	☐ 保育所などに在園している児童またはその保護者が亡くなられた場合	P.16
		☐ 児童手当の受給者または対象児童が亡くなられた場合	P.17
		☐ 児童扶養手当受給者または対象児童が亡くなられた場合	P.18
		☐ 配偶者(事実婚を含む)が亡くなられたことによってひとり親となられた場合	
		☐ 交通事故により生計の中心者を失った遺児の方	P.19
8	障害福祉	☐ 身体障害者手帳・精神保健福祉手帳・療育手帳をお持ちの方	P.20
		☐ 特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当の受給者の方	
		☐ 特別児童扶養手当受給者の方	P.21
		☐ 自立支援医療(精神通院・更生医療・育成医療)受給者の方	
		☐ 障害福祉サービス受給者の方	P.22
		☐ 重度障害者タクシー利用助成を受けていた方	
9	お墓	☐ 市営墓地を使用していた方が亡くなられた場合	P.23
		☐ 新規に市営墓地の使用許可を受ける場合	
		☐ 市営墓地の使用している墳墓に焼骨を埋蔵する場合	
		☐ 埋蔵または収蔵している焼骨を移動する場合	P.24
		☐ 使用している市営墓地が不用になった場合	
		☐ 市営の合同墓を使用する場合	

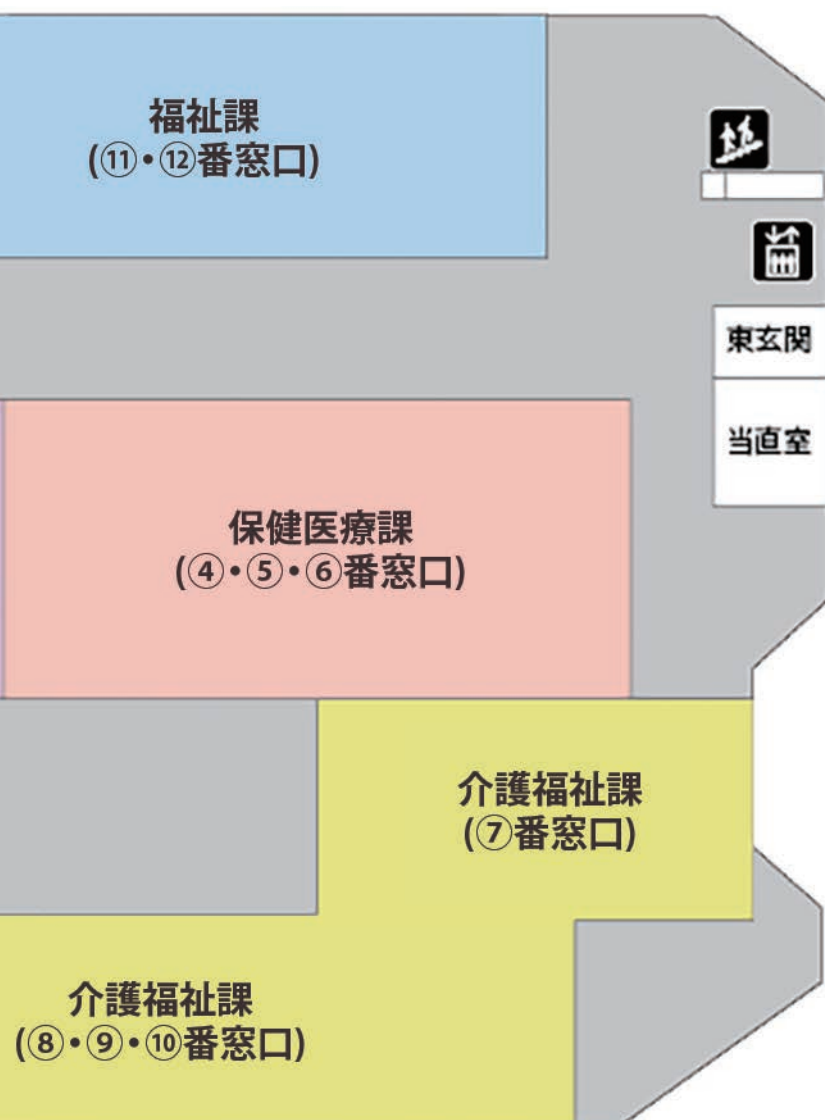
No.	手続き	対象者	ページ
10	飼い犬	☐ 飼い主が亡くなられた場合	P.25
11	市税など	☐ 市税に未納がある方が亡くなられた場合	
		☐ 口座振替納付を利用されていた場合	P.26
		☐ 固定資産（土地・建物）を所有されていた方	
		☐ 未登記家屋の所有者の方	P.27
		☐ 原動機付自転車・小型特殊自動車の所有者の方	
12	森林取得	☐ 森林や山林を相続された方	P.28
13	農地取得	☐ 農地（登記簿謄本上の田・畑・牧草地）を相続された方	
14	農業経営改善計画	☐ 農業経営改善計画の認定を受けている方が亡くなられた場合	
15	市営住宅	☐ 市営住宅に入居されていた場合	P.29
16	上下水道	☐ 水道使用者が亡くなられた場合	
		☐ 下水道などの使用者が亡くなられた場合	P.30
		☐ 下水道受益者負担金・分担金を納付中または徴収猶予中の方が亡くなられた場合	
17	図書の返却	☐ 図書館を利用していた方が亡くなられた場合	

(2) 市役所以外で行う手続き

該当項目	主な手続き	ページ
運転免許証	☐ 返納手続き	P.31
車（普通自動車など）	☐ 普通自動車・自動二輪（126cc～250cc）・二輪の小型自動車（250cc超）などの名義変更または廃車	
車（軽自動車など）	☐ 軽自動車などの名義変更または廃車	
預貯金口座など	☐ 口座凍結解除の手続き	
生命保険など	☐ 死亡保険金の請求、入院給付金の請求など	
損害保険など	☐ 名義変更、解約など	
国税	☐ 相続税の手続き、所得税・消費税申告など	
不動産登記	☐ 土地・家屋などの所有者、移転（相続）登記など	
クレジットカード	☐ 解約	
固定電話、携帯電話	☐ 契約継承、解約	
インターネット	☐ 名義変更、解約	
電気・ガス		
ケーブルテレビ		
NHK受信料		

3. 市役所フロアマップ





4. 市役所で行う手続き

【支】の手続きは、江部乙支所（☎ 0125-75-2131）でも可能です。

1. 戸籍・住民登録など

（１）死亡届【支】

届出に基づき、火葬許可証を交付します。

※閉庁時は市役所当直室で受け付けます。

手続きに必要なもの	手続きできる人
☐ 死亡診断書または死体検案書 ☐ 手数料	同居の親族、同居していない親族、同居人、家主などの順
	問い合わせ先 市民課戸籍住民係（１階③番窓口） ☎ 0125-28-8015
備 考	期 限
※届出できるのは、亡くなられた方の住所地・本籍地・死亡地、届出人の住所地です。	死亡を知った日から 7日以内

（２）戸籍謄本などの取得【支】

相続などの手続きに必要なとなる、戸籍謄本などをお取りいただけます。

手続きに必要なもの	手続きできる人
☐ 申請者の身分証明書 （マイナンバーカード・運転免許証など） ※広域交付（滝川市以外の戸籍証明書等）の場合はマイナンバーカード・運転免許証・パスポート等の顔写真付き公的本人確認書類が必要です。 ☐ 手数料	戸籍に記載されている方またはその配偶者、直系の親族（父母・祖父母・子・孫）
	問い合わせ先 市民課戸籍住民係（１階①番窓口） ☎ 0125-28-8015
備 考	
【請求するための要件】 ・申請書には必要な戸籍の本籍地・筆頭者名を正しく記入する必要があります。事前にご確認の上、ご請求ください。 ・広域交付は委任状による請求はできません。 ・本籍が滝川市以外の戸籍や、出生～死亡等さかのぼって戸籍が必要な場合は、交付に時間を要します。 ・死亡届が滝川市以外の市区町村に提出された場合または、本籍が滝川市以外にある場合は、戸籍謄本などへの反映に時間を要します。	

(3) 住民票(除票)の取得【支】

亡くなられた方の住民票の除票を取得することができます。

手続きに必要なもの	手続きできる人
☐ 申請者の身分証明書 (マイナンバーカード・運転免許証など) ※亡くなられた方との関係性を確認できる戸籍謄本などが 必要となる場合があります。 ☐ 手数料	亡くなられた時点で同一世帯の方、 親族
	問い合わせ先 市民課戸籍住民係 (1階①番窓口) ☎ 0125-28-8015
備 考	
※死亡届が滝川市以外の市区町村に提出された場合は、住民票への反映に時間を要します。 ※亡くなられた方の住民票(除票)には、マイナンバーの表示はできません。	

(4) 印鑑登録証の返納【支】

印鑑登録をしていた方が亡くなられた場合、印鑑登録証は廃止となりますのでご返却ください。

手続きに必要なもの	手続きできる人
☐ 印鑑登録証(登録番号が記載されているカード)	親族など
	問い合わせ先 市民課戸籍住民係 (1階①番窓口) ☎ 0125-28-8015
備 考	
※印鑑証明書は死亡と同時に発行できなくなります。	

(5) マイナンバーカードなどの廃止

亡くなられた方のマイナンバーカード・住民基本台帳カード・パスポートは廃止になります。

手続きに必要なもの	手続きできる人
なし	親族など
	問い合わせ先 市民課戸籍住民係 (1階③番窓口) ☎ 0125-28-8015
備 考	
・マイナンバーカード、住民基本台帳カードについては、相続などの諸手続きが終わるまで保管してください。 ・亡くなられた方のパスポートについては返納してください。 ご遺族の方が手元に残しておきたい場合は、市民課⑬番窓口までご相談ください。	

2. 年金

(1) 死亡一時金【支】

国民年金第1号被保険者として保険料を3年以上納めた方が、老齢基礎年金、障害基礎年金を受給せずに亡くなられた場合、その遺族に支給されます。

手続きに必要なもの	手続きできる人
【亡くなられた方】 ☐ 年金証書または年金手帳（基礎年金番号通知書）	3親等以内の親族
【請求者】 ☐ 印鑑（認印可） ☐ 請求者名義の口座確認書類 ☐ マイナンバーカードまたは個人番号通知書（住民票謄本の提出の省略が可能） ☐ 身分証明書（マイナンバーカード・運転免許証など）	問い合わせ先 保険医療課国保年金係（1階④番窓口） ☎ 0125-28-8016
【その他】 ☐ 亡くなられた方と請求者との関係がわかる戸籍謄本（除籍になったもの）	期 限 2年以内

(2) 寡婦年金【支】

国民年金第1号被保険者として条件を満たしていた夫が亡くなられた場合、その妻に支給されます。

＜亡くなられた夫の条件＞

- ・第1号被保険者としての保険料納付期間と保険料免除期間が10年以上ある方
- ・老齢基礎年金及び障害基礎年金の支給を受けていない方

＜妻の条件＞

- ・10年以上継続して婚姻関係にある方
- ・上記の条件を満たす夫に生計を維持されていた方
- ・65歳未満の方
- ・自身の老齢基礎年金受給前の方

手続きに必要なもの	手続きできる人
【亡くなられた方】 ☐ 年金証書または年金手帳（基礎年金番号通知書）	妻
【請求者】 ☐ 印鑑（認印可） ☐ 戸籍謄本 ☐ 請求者名義の口座確認書類 ☐ マイナンバーカードまたは個人番号通知書（住民票謄本、所得証明書などの提出の省略が可能） ☐ 身分証明書（マイナンバーカード・運転免許証など）	問い合わせ先 保険医療課国保年金係（1階④番窓口） ☎ 0125-28-8016
	期 限 5年以内

(3) 未支給年金【支】

年金を受給している方が亡くなられた場合、亡くなられた月までの年金が未支給年金として、その遺族に支給されます。

※厚生年金または共済年金に加入していた方は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

手続きに必要なもの	手続きできる人
【亡くなられた方】 ☐ 年金証書または年金手帳（基礎年金番号通知書）	3親等以内の親族
【請求者】 ☐ 印鑑（認印可） ☐ 請求者名義の口座確認書類 ☐ マイナンバーカードまたは個人番号通知書（住民票謄本の提出の省略が可能） ☐ 身分証明書（マイナンバーカード・運転免許証など）	問い合わせ先 【国民年金加入・受給の方】 保険医療課国保年金係（1階④番窓口） ☎ 0125-28-8016 【厚生年金または共済年金加入・受給の方】 砂川年金事務所（予約制） ☎ 0125-52-3890（音声案内1→2）
【その他】 ☐ 亡くなられた方と請求者との関係がわかる戸籍謄本（除籍になったもの）	期 限 5年以内

(4) 遺族年金【支】

国民年金または厚生年金・共済年金の被保険者であった方が亡くなられた場合、その遺族に支給されます。

※厚生年金または共済年金に加入していた方はお近くの年金事務所にお問い合わせください。

手続きに必要なもの	手続きできる人
【亡くなられた方】 ☐ 年金証書または年金手帳（基礎年金番号通知書） ☐ 死亡診断書	【遺族基礎年金】 子のある配偶者または子 【遺族厚生年金】 配偶者または子、父母、孫、祖父母
【請求者】 ☐ 印鑑（認印可） ☐ 請求者名義の口座確認書類 ☐ マイナンバーカードまたは個人番号通知書（住民票謄本、所得証明書などの提出の省略が可能） ☐ 身分証明書（マイナンバーカード・運転免許証など）	問い合わせ先 【国民年金加入・受給の方】 保険医療課国保年金係（1階④番窓口） ☎ 0125-28-8016 【厚生年金または共済年金加入・受給の方】 砂川年金事務所（予約制） ☎ 0125-52-3890（音声案内1→2）
【その他】 ☐ 亡くなられた方と請求者との関係がわかる戸籍謄本（除籍になったもの）	期 限 5年以内

3. 国民健康保険・後期高齢者医療保険

(1) 国民健康保険の葬祭費支給申請【支】

国民健康保険にご加入中の方が亡くなられた場合、葬祭執行者（喪主の方）に葬祭費として3万円が支給されます。

手続きに必要なもの	手続きできる人
☐ 口座確認書類 ※公金受取口座を利用される場合は不要です。マイナンバーカードまたは個人番号通知書をご持参ください。 （葬祭執行者以外の口座への振込を希望する場合、委任状が必要となります。詳細は事前にお問い合わせください。）	葬祭執行者（喪主の方）
	問い合わせ先 保険医療課国保年金係（1階⑤番窓口） ☎ 0125-28-8016
	期 限 葬儀を行った日の翌日から2年以内

(2) 国民健康保険の資格喪失【支】

＜世帯主の方が亡くなられた場合＞

- ・亡くなられた方に支給を予定していた高額療養費などの受取りや、国民健康保険税に係る対応を行う相続人代表者をお決めいただきます。
- ・同じ世帯に国民健康保険にご加入中の方がいた場合、その方の被保険者証などが新しい番号に切り替わる場合がありますので、詳しくは担当にお問い合わせください。

＜世帯主以外の方が亡くなられた場合＞

- ・世帯主に税額変更通知をお送りします。

手続きに必要なもの	手続きできる人
☐ 被保険者証及び各種認定証等 【世帯主の方が亡くなられた場合】 ☐ 相続人代表者の方の印鑑（認印可） 【世帯主以外の方が亡くなられた場合】 お手続きの必要はありません。	【世帯主の方が亡くなられた場合】 相続人 【世帯主以外の方が亡くなられた場合】 お手続きの必要はありません。
	問い合わせ先 保険医療課国保年金係（1階⑤番窓口） ☎ 0125-28-8016
	期 限 【世帯主の方が亡くなられた場合】 速やかに （高額療養費の支給については、診療日の翌月1日から2年以内、保険税の還付については通知到達日の翌日から5年以内） 【世帯主以外の方が亡くなられた場合】 お手続きの必要はありません。

（３）後期高齢者医療保険の葬祭費支給申請【支】

葬祭執行者（喪主または施主の方）に葬祭費として3万円が支給されます。

手続きに必要なもの	手続きできる人
☐ 口座確認書類 （葬祭執行者以外の口座への振込を希望する場合、委任状が必要となります。詳細は事前にお問い合わせください。） ☐ 葬祭執行者であることがわかる書類 （会葬礼状、葬儀社からの領収書など） ※火葬のみしか行わなかった場合でも、支給要件を全て満たす場合に限り、支給の対象となります。 詳細についてはお問い合わせください。	葬祭執行者（喪主または施主の方）
	問い合わせ先
	保険医療課医療費助成係（1階⑥番窓口） ☎ 0125-28-8018
	期 限
	葬儀を行った日の翌日から2年以内

（４）後期高齢者医療保険の資格喪失【支】

亡くなられた方に支給を予定していた高額療養費などの受取りや、後期高齢者医療保険料に係る対応を行う相続人代表者をお決めいただきます。

手続きに必要なもの	手続きできる人
☐ 被保険者証及び各種認定証等 ☐ 相続人代表者の方の口座確認書類 ☐ 相続人代表者の方の印鑑（認印可）	相続人
	問い合わせ先
	保険医療課医療費助成係（1階⑥番窓口） ☎ 0125-28-8018
	期 限
	速やかに （高額療養費の支給については、診療日の翌月1日から2年以内、保険料の還付については通知発送日から2年以内）

MEMO

4. 医療費助成

(1) 重度心身障害者医療費助成の資格喪失【支】

重度心身障害者医療費助成の受給資格が喪失となりますので、受給者証をお返してください。

手続きに必要なもの	手続きできる人
☐ 重度心身障害者医療費受給者証	重度心身障害者医療費助成制度に該当していた方の親族など
	問い合わせ先
	保険医療課医療費助成係（1階⑥番窓口） ☎ 0125-28-8018
	期 限
	速やかに

(2) ひとり親家庭等医療費助成の資格喪失【支】

ひとり親家庭等医療費助成の受給資格が喪失となりますので、受給者証をお返してください。

手続きに必要なもの	手続きできる人
☐ ひとり親家庭等医療費助成受給者証	ひとり親家庭等医療費助成制度に該当していた方の親族など
	問い合わせ先
	保険医療課医療費助成係（1階⑥番窓口） ☎ 0125-28-8018
	期 限
	速やかに

(3) ひとり親家庭等医療費助成の資格取得

ひとり親家庭等医療費助成制度の資格取得についてご案内します。

手続きに必要なもの	手続きできる人
☐ 印鑑（認印可） ☐ 健康保険証等（受給される方） ☐ 戸籍謄本 ※児童扶養手当を受給されている場合は不要 ☐ 在学証明書の写しなど ※お子様が18歳以上の場合	20歳未満の子を扶養している母または父
	問い合わせ先
	保険医療課医療費助成係（1階⑥番窓口） ☎ 0125-28-8018

（４）子ども医療費助成の資格喪失【支】

子ども医療費助成の受給資格が喪失となりますので、受給者証をお返してください。

手続きに必要なもの	手続きできる人
☐ 子ども医療費受給者証	子ども医療費助成制度に該当していた方の親族など
	問い合わせ先
	保険医療課医療費助成係（１階⑥番窓口） ☎ 0125-28-8018
	期 限
	速やかに

（５）子ども医療費助成の資格取得

子ども医療費助成制度の資格取得についてご案内します。

手続きに必要なもの	手続きできる人
☐ 印鑑（認印可） ☐ 健康保険証等（受給される方）	15歳以下の子を扶養している母または父
	問い合わせ先
	保険医療課医療費助成係（１階⑥番窓口） ☎ 0125-28-8018
	期 限
	速やかに

5. 介護保険

（１）被保険者証などの返納【支】

65歳以上または要介護認定を受けていた方が亡くなられたときは、介護保険被保険者証をお返してください。

手続きに必要なもの	手続きできる人
☐ 介護保険被保険者証 ☐ 介護保険負担割合証（お持ちの方のみ） ☐ 介護保険負担限度額認定証（お持ちの方のみ） ☐ 社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証（お持ちの方のみ）	どなたでも可
	問い合わせ先
	介護福祉課介護保険係（１階⑦番窓口） ☎ 0125-28-8026
	期 限
	期限なし

(2) 相続人代表者指定届出【支】

お亡くなりになられた方に関する書類を受領するための相続人代表者をお決めください。

手続きに必要なもの	手続きできる人
☐ 相続人代表者の方の印鑑（認印可） ☐ 相続人代表者の方の口座確認書類	親族など
	問い合わせ先
	介護福祉課介護保険係（1階⑦番窓口） ☎ 0125-28-8026
	期 限
	速やかに

(3) 高額介護サービス費の受領申請【支】

基準額以上の介護サービス費をお支払いされていた場合に、払い戻しをいたします。

手続きに必要なもの	手続きできる人
☐ 相続人代表者の方の口座確認書類	親族など
	問い合わせ先
	介護福祉課介護保険係（1階⑦番窓口） ☎ 0125-28-8026
	期 限
	速やかに

6. 高齢者在宅福祉サービス

(1) 緊急通報装置の返却

緊急通報装置を設置されていた方が亡くなられたときは、機器の返却をお願いします。

手続きに必要なもの	手続きできる人
☐ 緊急通報装置本体 1台 ☐ ペンダント型通報装置 1個	親族など
	問い合わせ先
	介護福祉課高齢者福祉係（1階⑨番窓口） ☎ 0125-28-8028
備 考	期 限
機器の取り外しができない場合は、担当までお問い合わせください。	速やかに

7. 子育て

(1) 保育所など教育・保育給付認定変更の届出

保育所・幼稚園（以下「保育所など」という。）に在園している児童の保護者などが亡くなられたときに必要な手続きです。

手続きに必要なもの	手続きできる人
☐ 印鑑（認印可）	保護者など
	問い合わせ先
	子育て応援課こども福祉係（保健センター内） ☎ 0125-28-8025
備 考	期 限
認可外保育施設に在園の場合のお手続きについては、 直接施設設置者へお問い合わせください。	速やかに

(2) 保育所など退所手続き

保育所などに在園している児童が亡くなられたときに必要な手続きです。

手続きに必要なもの	手続きできる人
☐ 印鑑（認印可）	保護者など
	問い合わせ先
	子育て応援課こども福祉係（保健センター内） ☎ 0125-28-8025
備 考	期 限
認可外保育施設に在園の場合のお手続きについては、 直接施設設置者へお問い合わせください。	速やかに

(3) 保育所など支給認定証の返納

保育所などに在園している児童の保護者など及び児童が亡くなられたときに必要な手続きです。
既に交付している支給認定証の返納が必要となりますので、お返してください。

手続きに必要なもの	手続きできる人
☐ 支給認定証	保護者など
	問い合わせ先
	子育て応援課こども福祉係（保健センター内） ☎ 0125-28-8025
備 考	期 限
認可外保育施設に在園の場合のお手続きについては、 直接施設設置者へお問い合わせください。	速やかに

(4) 保育所など施設等利用給付認定変更の届出

施設等利用給付認定を受けた保護者など及び児童が亡くなられたときに必要な手続きです。

手続きに必要なもの	手続きできる人
☐ 印鑑（認印可）	保護者など
	問い合わせ先
	子育て応援課こども福祉係（保健センター内） ☎ 0125-28-8025
	期 限
	速やかに

(5) 児童手当の認定請求または未支払請求【支】

受給者が亡くなられたときに必要となる手続きです。

手続きに必要なもの	手続きできる人
☐ 新たに受給者になる方の口座確認書類 ☐ 新たに受給者になる方の年金加入証明書等の写し（健康保険証可） ☐ 新たに受給者になる方の身分証明書（マイナンバーカード・運転免許証など） ☐ 支給対象児童名義の口座確認書類 ※手当に未払いがあった場合、お振り込みいたします。	新たに受給者になる方
	問い合わせ先
	子育て応援課子育て支援係（保健センター内） ☎ 0125-28-8025
	期 限
	死亡した日の翌日から15日以内

(6) 児童手当の額改定届または受給事由消滅届【支】

対象児童が亡くなられたときに必要となる手続きです。

手続きに必要なもの	手続きできる人
なし ※多子（第3子以降）加算の適用となる大学生年代の子が亡くなられたときも、手続きが必要です。	受給者
	問い合わせ先
	子育て応援課子育て支援係（保健センター内） ☎ 0125-28-8025
	期 限
	死亡した日の翌日から15日以内

各種手續

（９）児童扶養手当の認定請求

18

(10) 滝川市交通安全運動推進協議会交通遺児奨学金

交通事故により生計の中心者を失った遺児に対して、奨学金（一世帯年額3万円）を支給し修学を援助します。

手続きに必要なもの	手続きできる人
☐ 印鑑（認印可） ☐ 交通事故により生計中心者がなくなったことを証明できる書類（死体検案書、交通事故証明書など）	交通遺児の保護者
	問い合わせ先
	くらし支援課交通・生活安全係 （3階⑦番窓口） ☎ 0125-28-8012
	期 限
	速やかに

(11) 中空知交通遺児奨学金

交通事故により生計の中心者を失った遺児1人につき奨学金（年額小学生30,000円、中学生45,000円、高校生84,000円）を支給し修学を援助します。

手続きに必要なもの	手続きできる人
☐ 印鑑（認印可） ☐ 交通事故により生計中心者がなくなったことを証明できる書類（死体検案書、交通事故証明書など）	交通遺児の保護者
	問い合わせ先
	くらし支援課交通・生活安全係 （3階⑦番窓口） ☎ 0125-28-8012
	期 限
	速やかに

8. 障がい福祉

(1) 身体障害者手帳の返納【支】

手帳の交付を受けられていた方が亡くなられたときは、返納していただきますのでお返しく下さい。

手続きに必要なもの	手続きできる人
☐ 身体障害者手帳	どなたでも可
	問い合わせ先
	福祉課障がい福祉係（1階⑪番窓口） ☎ 0125-28-8022
	期 限
	速やかに

(2) 精神障害者保健福祉手帳の返納

手帳の交付を受けられていた方が亡くなられたときは、返納していただきますのでお返しく下さい。

手続きに必要なもの	手続きできる人
☐ 精神障害者保健福祉手帳	どなたでも可
	問い合わせ先
	福祉課障がい福祉係（1階⑪番窓口） ☎ 0125-28-8022
	期 限
	速やかに

(3) 療育手帳の返納

手帳の交付を受けられていた方が亡くなられたときは、返納していただきますのでお返しく下さい。

手続きに必要なもの	手続きできる人
☐ 療育手帳	どなたでも可
	問い合わせ先
	福祉課障がい福祉係（1階⑪番窓口） ☎ 0125-28-8022
	期 限
	速やかに

(4) 特別障害者手当資格喪失の届出

手当を受給されていた方が亡くなられたときは、資格喪失となりますので届出ください。

手続きに必要なもの	手続きできる人
☐ 親族の方名義の通帳 ※手当に未払いがあった場合お振り込みいたします。	配偶者や子などの親族
	問い合わせ先
	福祉課障がい福祉係（1階⑪番窓口） ☎ 0125-28-8022
	期 限
	速やかに

(5) 障害児福祉手当資格喪失の届出

手当を受給されていた方が亡くなられたときは、資格喪失となりますので届出ください。

手続きに必要なもの	手続きできる人
☐ 親族の方名義の通帳 ※手当に未払いがあった場合お振り込みいたします。	親などの親族
	問い合わせ先
	福祉課障がい福祉係（1階⑪番窓口） ☎ 0125-28-8022
	期 限
	速やかに

(6) 福祉手当資格喪失の届出

手当を受給されていた方が亡くなられたときは、資格喪失となりますので届出ください。

手続きに必要なもの	手続きできる人
☐ 親族の方名義の通帳 ※手当に未払いがあった場合お振り込みいたします。	配偶者や子などの親族
	問い合わせ先
	福祉課障がい福祉係（1階⑪番窓口） ☎ 0125-28-8022
	期 限
	速やかに

(7) 特別児童扶養手当受給者変更・喪失の届出

手当を受給されていた方または対象児童が亡くなられたときは、受給者の変更もしくは、資格喪失となりますので届出ください。

手続きに必要なもの	手続きできる人
☐ 届出人の印鑑（認印可） ☐ 届出人名義の通帳 ※手当に未払いがあった場合お振り込みいたします。	配偶者などの親族 ※変更の場合は新たに受給者になる方
	問い合わせ先
	福祉課障がい福祉係（1階⑪番窓口） ☎ 0125-28-8022
	期 限
	速やかに

(8) 自立支援医療(精神通院・更生医療・育成医療)受給者証の返納

自立支援医療を受給されていた方が亡くなられたときは、受給者証を返納していただきますのでお返しください。

手続きに必要なもの	手続きできる人
☐ 自立支援医療受給者証	どなたでも可
	問い合わせ先
	福祉課障がい福祉係（1階⑪番窓口） ☎ 0125-28-8022
	期 限
	速やかに

(9) 障がい福祉サービス受給者証の返納

障がい福祉サービスを受給されていた方が亡くなられたときは、受給者証を返納していただきますのでお返しください。

手続きに必要なもの	手続きできる人
☐ 障がい福祉サービス受給者証	どなたでも可
	問い合わせ先
	福祉課障がい福祉係（1階⑪番窓口） ☎ 0125-28-8022
	期 限
	速やかに

(10) 重度障害者タクシー利用助成券の返納

重度障害者タクシー利用助成を受けていた方が亡くなられたときは、助成券を返納していただきますのでお返しください。

手続きに必要なもの	手続きできる人
☐ 重度障害者タクシー利用助成券	どなたでも可
	問い合わせ先
	福祉課障がい福祉係（1階⑪番窓口） ☎ 0125-28-8022
	期 限
	速やかに

9. お墓

(1) 墓地承継譲渡使用届【支】

市営墓地を使用していた方が亡くなられた場合は、墓地の使用権の承継手続きが必要となります。

手続きに必要なもの	手続きできる人
☐ 承継しようとする方の印鑑（認印可）	親族など
☐ 墓地使用許可証	
☐ 承継しようとする方の住民票 （本籍地の記載があるもの）	問い合わせ先
☐ 現在の墓地を使用している方と、承継しようとする方 との続柄を証する戸籍謄本	くらし支援課環境衛生係（3階⑤番窓口） ☎ 0125-28-8013
☐ 誓約書	期 限
※この他の書類が必要となる場合があります。	速やかに

(2) 墓地使用許可申請【支】

新規に市営墓地の使用許可を受ける場合

手続きに必要なもの	手続きできる人
☐ 使用しようとする方の印鑑（認印可）	親族など
☐ 使用しようとする方の住民票 （本籍地の記載があるもの）	問い合わせ先
☐ 墓碑建立確約書（既存墓地申請の場合は誓約書）	くらし支援課環境衛生係（3階⑤番窓口） ☎ 0125-28-8013
	期 限
	市営墓地を使用しようとするとき

(3) 埋蔵(埋葬)届【支】

市営墓地の使用している墳墓に焼骨を埋蔵する場合

手続きに必要なもの	手続きできる人
☐ 申請する方（墓地の使用者）の印鑑（認印可）	親族など
☐ 墓地使用許可証	問い合わせ先
☐ 火葬許可証	くらし支援課環境衛生係（3階⑤番窓口） ☎ 0125-28-8013
※除籍謄本、改葬許可証などの書類が必要となる場合があります。	期 限
	埋蔵(埋葬) する前

(4) 改葬許可申請【支】

埋蔵または収蔵している焼骨を移動する場合

手続きに必要なもの	手続きできる人
【市営墓地から移動する場合】 ☐ 申請する方（墓地の使用者）の印鑑（認印可） ☐ 墓地使用許可証	親族など
【寺院などの納骨堂から移動する場合】 ☐ 申請する方の印鑑（認印可） ☐ 寺院から発行される収蔵証明書	問い合わせ先
	くらし支援課環境衛生係（3階⑤番窓口） ☎ 0125-28-8013
	期 限
※この他の書類が必要となる場合があります。	改葬する前

(5) 墓地返還届【支】

使用している市営墓地が不用になった場合

手続きに必要なもの	手続きできる人
☐ 申請する方（墓地の使用者）の印鑑（認印可） ☐ 墓地使用許可証	親族など
※この他の書類が必要となる場合があります。	問い合わせ先
	くらし支援課環境衛生係（3階⑤番窓口） ☎ 0125-28-8013
	期 限
	墓地の返還の前

(6) 合同墓使用許可申請

市営の合同墓を使用する場合

手続きに必要なもの	手続きできる人
☐ 申請する方の住民票（本籍地の記載があるもの） ☐ 申請する方の印鑑（認印可） ☐ 火葬許可証または改葬許可証	親族など
※この他の書類が必要となる場合があります。	問い合わせ先
	くらし支援課環境衛生係（3階⑤番窓口） ☎ 0125-28-8013
	期 限
	合同墓を使用する前（概ね1ヶ月）

10. 飼い犬

(1) 犬の登録事項変更届【支】

飼い主が亡くなられた場合、所有者（飼い主）変更の手続きが必要となります。

手続きに必要なもの	手続きできる人
☐ 犬の登録番号がわかるもの（鑑札など）	新たな所有者（飼い主）
	問い合わせ先
	くらし支援課環境衛生係（3階⑤番窓口） ☎ 0125-28-8013
	期 限
	30日以内

11. 市税など

(1) 市税の未納に関する手続き

亡くなられた方の税金も、相続人に納税義務が引き継がれます。未納税金の確認、また相続放棄をした場合は手続きが必要です。

手続きに必要なもの	手続きできる人
☐ 相続人の身分証明書 （マイナンバーカード・運転免許証など） ☐ 相続人であることがわかる書類（戸籍） ☐ 納税通知書 ※相続放棄をした場合、遺産分割協議書、相続放棄 申述受理通知書	相続人
	問い合わせ先
	税務課納税係（3階②番窓口） ☎ 0125-28-8021
備 考	期 限
相続人以外の方が届出する場合は、委任状が必要です。	相当な期間（概ね3ヶ月）

(2) 口座振替納付に関する手続き

亡くなられた方の名義の預貯金口座で市税の口座振替をされていた場合は、納付書払いに変更します。
 なお、他の名義人で口座振替をご利用になる場合は、お申し込みが必要です。

手続きに必要なもの	手続きできる人
☐ 相続人の身分証明書 (マイナンバーカード・運転免許証など) ☐ 相続人であることがわかる書類(戸籍) ☐ 納税通知書 【口座振替申込の場合】 ☐ 新しく登録する通帳、口座届出印	相続人
	問い合わせ先
	税務課納税係 (3階②番窓口) ☎ 0125-28-8021
	期 限
	速やかに

(3) 市道民税の相続人代表者指定届の提出

お亡くなりになられた方に関する市道民税の納付書を送付する代表者を指定していただきます。
 (給与や年金から市道民税を天引きしていた場合、残りの分の税金は、相続人に納税義務が引き継がれます)

手続きに必要なもの	手続きできる人
☐ 相続人全員の身分証明書 (マイナンバーカード・運転免許証など)	相続人代表者
	問い合わせ先
	税務課市民税係 (3階③番窓口) ☎ 0125-28-8019
備 考	期 限
国保年金係、介護保険係、医療費助成係で提出された場合は不要です。	速やかに

(4) 固定資産税の相続人代表者 兼 現所有者の届出について【支】

相続登記が完了するまでの間、相続人のどなたかに資産および納税の管理をしていただく方を届出させていただきます。

手続きに必要なもの	手続きできる人
☐ 印鑑(認印可)	相続人
	問い合わせ先
	税務課資産税係(3階④番窓口) ☎ 0125-28-8020
	期 限
	概ね3ヶ月

(5) 相続による未登記家屋所有者変更届【支】

亡くなった方がお持ちの法務局で登録のない家屋の新所有者を届出させていただきます。

手続きに必要なもの	手続きできる人
☐ 相続人全員の実印 ☐ 印鑑証明（発行日より3ヶ月以内のもの。コピー可）	相続人
	問い合わせ先
	税務課資産税係（3階④番窓口） ☎ 0125-28-8020
備 考	期 限
提出書類については遺産分割協議書に代えることができます。	年内

(6) 原動機付自転車・小型特殊自動車の名義変更または廃車【支】

次の車両を所有されている方が亡くなられたとき

- ・原動機付自転車（125 cc以下）
- ・小型特殊自動車（農耕用含む）

手続きに必要なもの	手続きできる人
【名義変更の場合】 ☐ 軽自動車税（種別割）申告（報告）書 兼 標識交付申請書 ☐ 新たな使用者及び所有者となる方の署名・届出者の身分証明書 （マイナンバーカード・運転免許証など）	相続人 ・名義変更の場合は新所有者も可 ・新たな所有者が相続人以外の場合は、相続人による譲渡証明が必要になります。
	問い合わせ先
	税務課資産税係（3階④番窓口） ☎ 0125-28-8020
	期 限
【廃車の場合】 ☐ 軽自動車税（種別割）廃車申告書 兼 標識返納書 ☐ 車両を所有されていた方の住所氏名の記入・届出者の身分証明書（マイナンバーカード・運転免許証など） ☐ ナンバープレート ☐ 標識交付証明書	【名義変更の場合】 15日以内 【廃車の場合】 30日以内

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

12. 森林取得

(1) 森林の取得に関する手続き

森林や山林を相続された方で、森林法に基づく地域森林計画の対象森林の所有者となった場合に手続きが必要になります。届出は相続登記の完了後となります。

手続きに必要なもの	手続きできる人
☐ 森林の土地の所有者届出書 ☐ 取得した森林の位置図 ☐ 取得した森林の取得の原因を証明する書面 (登記事項証明書など)	森林や山林を相続された方
	問い合わせ先
	農政課農村振興係（市役所4階） ☎ 0125-28-8034
	期 限
	所有者となった日から90日以内

13. 農地取得

(1) 農地の取得に関する手続き

農地（登記簿謄本上の田・畑・牧草地）を相続された方で、農地の所有者となった場合に手続きが必要となります。届出は相続登記の完了後となります。

手続きに必要なもの	手続きできる人
☐ 取得した農地の取得の原因を証明する書類 (登記事項証明書など)	農地を相続された方
	問い合わせ先
	農業委員会事務局（市役所4階） ☎ 0125-28-8049
	期 限
	所有者となった日から概ね10ヶ月以内

14. 農業経営改善計画

(1) 農業経営改善計画の辞退に係る手続き

農業経営改善計画の認定を受けている方が亡くなられた場合は、辞退届の提出が必要になります。

手続きに必要なもの	手続きできる人
☐ 農業経営改善計画認定辞退届 ☐ 印鑑（認印可）	相続人
	問い合わせ先
	農政課農政担い手育成係（市役所4階） ☎ 0125-28-8033
	期 限
	期限なし

15. 市営住宅

(1) 市営住宅入居者異動の手続き

市営住宅に入居の方がお亡くなりになられたときは、手続きが必要となります。

手続きに必要なもの	手続きできる人
指定管理者：滝川ガス(株)へお問い合わせください。 ☎ 0120-29-7070 【同居者の方】 ・引き続き居住を希望するときは入居承継承認手続きが必要です。 ・退去するときは住宅の明渡しの手続きが必要です。 【相続人の方】 ・住宅の明渡しの手続きが必要です。	同居者の方、相続人の方など
	問い合わせ先
	指定管理者：滝川ガス(株) ☎ 0120-29-7070
	期 限
	速やかに

16. 上下水道

(1) 水道使用者変更(中止)手続き

水道使用者が亡くなられた場合、ご親族などが引き続き使用するときは使用者変更の手続きを、水道の使用を中止するときは中止手続きをしてください。

手続きに必要なもの	手続きできる人
なし	親族など
	問い合わせ先
	中空知広域水道企業団 滝川営業所（市役所 1 階） ☎ 0125-28-8052
備 考	期 限
中空知広域水道企業団営業課 (☎080-080-01432)でも手続きができます。	速やかに

(2) 下水道などの使用について

下水道使用者が亡くなられた場合、ご親族などが引き続き使用するときは使用者変更の手続きを、下水道の使用を中止するときは中止手続きをしてください。

手続きに必要なもの	手続きできる人
上水道と併せて、中空知水道企業団での手続きをお願いします。	親族など
中空知広域水道企業団滝川営業所（市役所1階） ☎ 0125-28-8052 中空知広域水道企業団営業課 ☎ 080-080-01432	問い合わせ先 中空知広域水道企業団 滝川営業所（市役所1階） ☎ 0125-28-8052
	期 限 速やかに

(3) 下水道受益者負担金・分担金について

受益者負担金・分担金を納付中または徴収猶予中の方が亡くなられた場合は、手続きが必要です。

手続きに必要なもの	手続きできる人
受益者変更届を提出してください。 【受益者負担金の場合】 ⇒ 滝川都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 施行規則 別記第2号様式 【受益者分担金の場合】 ⇒ 滝川市個別排水処理施設条例施行規則 別記第12号様式	・所有者、地上権者、質権者、使用借主または賃借人 ・親族など
	問い合わせ先 都市計画課下水道事務係（4階） ☎ 0125-28-8039
	期 限 速やかに

17. 図書の返却

(1) 図書の返却

亡くなられた方が図書館の図書などをご利用だった場合は、図書館にご返却ください。

手続きに必要なもの	手続きできる人
なし	どなたでも可
備 考	問い合わせ先 滝川市立図書館（市役所2階） ☎ 0125-22-4646
ご利用中の図書と貸出期限は、利用者カードに記載されています。	期 限 速やかに

5. 少し落ち着いてから行う市役所以外での手続きチェックリスト

当該事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	☐	返納手続き	滝川警察署 ☎ 0125-24-0110 札幌運転免許試験場 ☎ 0570-080-456
車（普通自動車など）	☐	普通自動車・自動二輪（126cc～250cc）・二輪の小型自動車（250cc超）などの名義変更または廃車	札幌運輸支局 ☎ 050-5540-2001
車（軽自動車など）	☐	軽自動車などの名義変更または廃車	軽自動車検査協会 札幌主管事務所 ☎ 050-3816-1763
預貯金口座など	☐	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	☐	死亡保険金の請求、入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	☐	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
国税	☐	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 滝川税務署 ☎ 0125-22-2191 （自動音声案内）
不動産登記	☐	土地・家屋などの所有者移転（相続） 登記など	札幌法務局 滝川支局 ☎ 0125-23-2330
クレジットカード	☐	解約	各契約会社
固定電話・携帯電話	☐	契約継承、解約	
インターネット	☐	名義変更、解約	
電気・ガス	☐		
ケーブルテレビ	☐		
NHK受信料	☐		☎ 0120-151515

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

6. 亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項 目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2 年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5 年以内	【必要なもの】 状況により変わりますので手続き先にご確認ください。 〈亡くなられた方〉 ☐ 年金証書または年金手帳（基礎年金番号通知書） ☐ 死亡診断書の写し 〈請求者〉 ☐ 印鑑（認印可） ☐ 請求者名義の口座確認書類 ☐ マイナンバーカードまたは個人番号通知書（住民票謄本、所得証明書などの提出の省略が可能） ☐ 身分証明書（マイナンバーカード・運転免許証など） ☐ 年金証書または年金手帳（基礎年金番号通知書） 〈その他〉 ☐ 亡くなられた方と請求者との関係がわかる戸籍謄本（除籍になったもの） 【手続き先】 砂川年金事務所（予約制） ☎ 0125-52-3890（音声案内1→2） ※遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。

7. 亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。

なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項 目	期 日	備 考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。 滝川税務署（自動音声案内） ☎ 0125-22-2191
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業など届出書	1 ヶ月以内	
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年 3 月 15 日まで	
事業開始等届出書 （開始・廃止・変更）	速やかに	【問い合わせ先】 滝川市役所産業振興課 産業振興係（市役所4階） ☎ 0125-28-8030

MEMO

[illegible]

8. 相続に関する手続きチェックリスト

☑	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
☐	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数

9. 法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

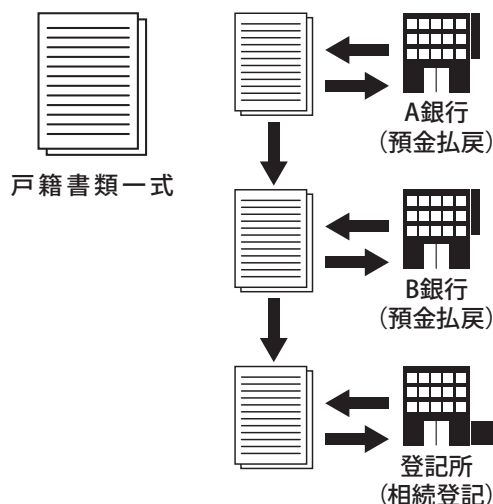
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、
各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。
この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

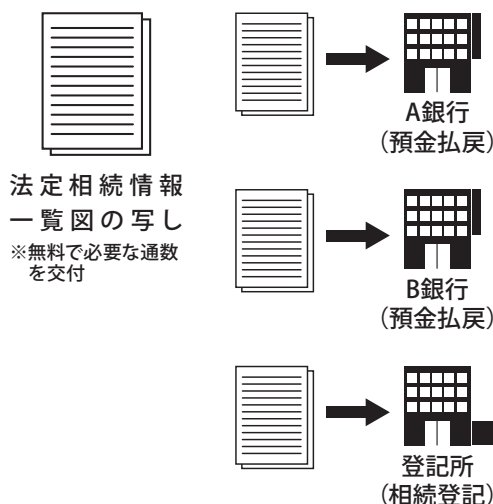
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

1. 市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

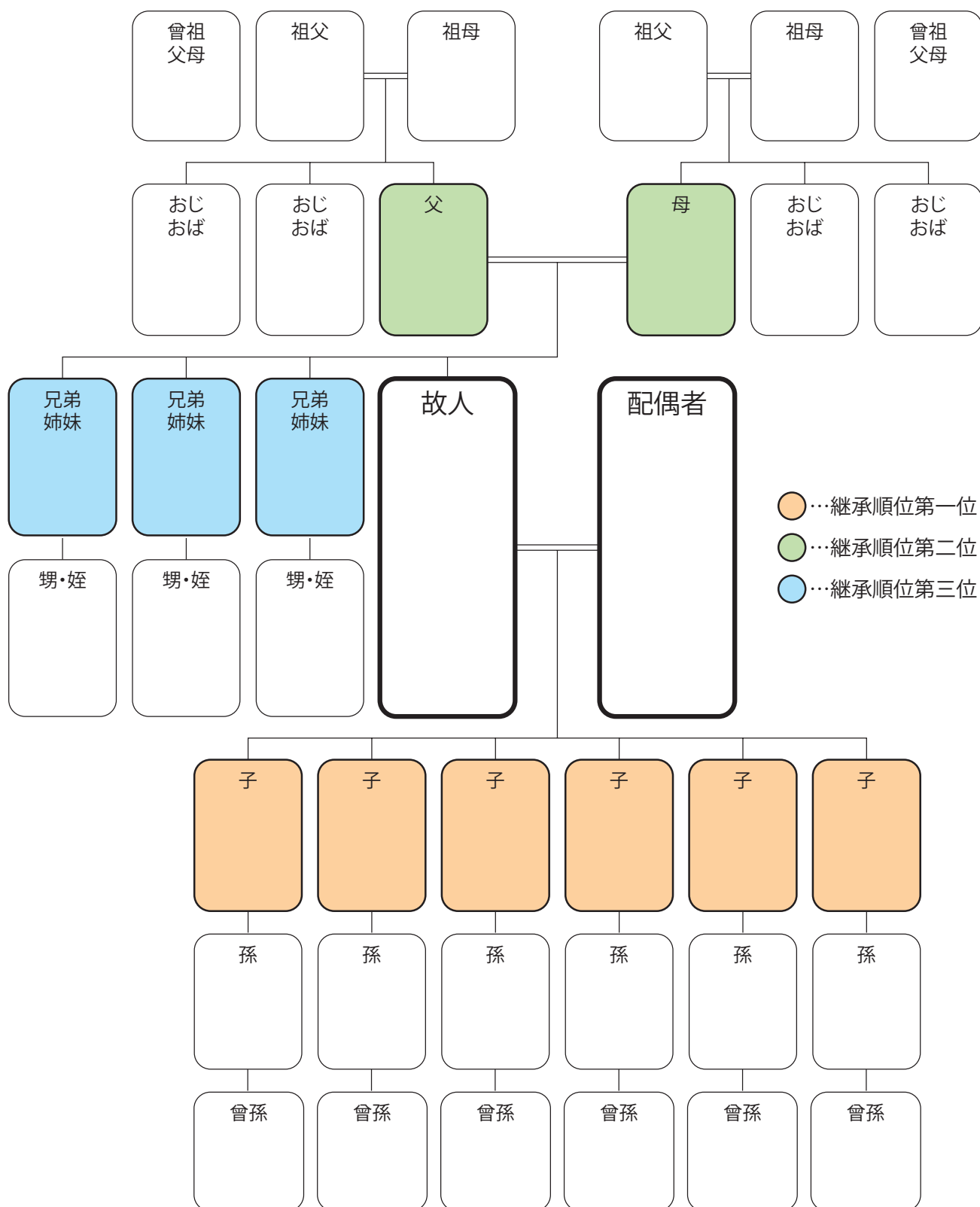
相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ ①	戸籍関係書類の取得 相続開始の証明と法定相続人の特定
ステップ ②	遺産分割協議・協議書の作成 協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化
ステップ ③	登記申請書の作成 法務局（登記所）提出書類の作成
ステップ ④	登記申請書の提出 法務局（登記所）へ提出
ステップ ⑤	登記完了 法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

10. 家系図（3親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

11. 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所等	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号等	受給金額	備 考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所以外の主な手続き

相続について

戸籍請求書・委任状

12. 戸籍請求書記載例（郵送で戸籍を請求する際にご活用ください）

《記載例》

全部・個人事項証明（戸籍謄・抄本）請求書（郵送用）

滝川市長 様

令和 年 月 日

請求者の氏名	住所	札幌市中央区北1条西1丁目1番地		
	フリガナ氏名	ホツ北 カイ海 ミチ道 コ子	電話番号（日中連絡の取れる所） 自宅・携帯 011-222-3456 勤務先	
必要な戸籍の	本籍	北海道滝川市 大町1丁目2番		
	フリガナ筆頭者氏名	ホツ北 カイ海 ミチ道 オ男	生年月日	大・昭・平・令 15年 4月 2日
	個人（抄本）のときは名前生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	大・昭・平・令 年 月 日	大・昭・平・令 年 月 日
必要な証明書	戸籍	全部事項証明（謄本） 1 通	改製原	戸籍（昭和）謄本 通
	戸籍	個人事項証明（抄本） 通		戸籍（昭和）抄本 通
	除籍	全部事項証明（謄本） 通	戸籍（平成）謄本 1 通	戸籍（平成）抄本 通
	除籍	個人事項証明（抄本） 通		戸籍（平成）抄本 通
	附票	戸籍附票 全部・一部 通	身分証明書 通	
	附票	除かれた附票 全部・一部 通		
筆頭者からみてあなたの資格	本人・夫・妻・子・父・母・孫（○で囲んでください。） その他の方（ ）関係が解るよう具体的に			
使用目的、提出先	（例：パスポート申請・パスポートセンター、不動産名義変更登記・〇〇法務局など） 銀行預金の解約手続きのため、〇〇銀行に提出する			
誰のどのような記載が必要か具体的に	（例：父〇〇が死亡したため、出生から死亡までの戸籍が必要など） 夫道男が〇月〇日死亡したため、銀行預金を解約するため夫の出生から死亡までの記載のある戸籍が必要			

《同封するもの》

- 手数料 郵便局の定額小為替を購入し、何も記入しないでください。
全部・個人（戸籍謄・抄本） 450円
除籍・改製原戸籍（謄・抄本） 750円
附票 350円 身分証明書 500円
- 返信用封筒 あなたの住所、氏名を書いて、切手を貼って同封してください。
たくさんの通数を請求されるときは、余分に切手を入れてください。
- 請求者の本人確認書類のコピー
運転免許証・マイナンバー（個人番号）カード・写真付き住民基本台帳カード・健康保険証など
- 請求者本人が記載されていない戸籍が必要な場合
関係が確認できる戸（除）籍謄本などのコピー

※コピーして使用してください。

全部・個人事項証明（戸籍謄・抄本）請求書（郵送用）

滝川市長 様

令和 年 月 日

請求者の	住所					
	フリガナ氏名	(印)	電話番号（日中連絡の取れる所） 自宅・携帯 勤務先			
必要な戸籍の	本籍	北海道滝川市				
	フリガナ筆頭者氏名			生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	
	個人（抄本）のときは名前生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	大・昭・平・令 年 月 日	大・昭・平・令 年 月 日	大・昭・平・令 年 月 日	
必要な証明書	戸籍	全部事項証明（謄本）	通	改製原	戸籍（昭和）謄本	通
		個人事項証明（抄本）	通		戸籍（昭和）抄本	通
	除籍	全部事項証明（謄本）	通		戸籍（平成）謄本	通
		個人事項証明（抄本）	通		戸籍（平成）抄本	通
	附票	戸籍附票 全部・一部	通	身分証明書	通	
		除かれた附票 全部・一部	通			
筆頭者からみてあなたの資格		本人・夫・妻・子・父・母・孫（○で囲んでください。） その他の方（ ）関係が解るよう具体的に				
使用目的、提出先		（例：パスポート申請・パスポートセンター、不動産名義変更登記・〇〇法務局など）				
誰のどのような記載が必要か具体的に		（例：父〇〇が死亡したため、出生から死亡までの戸籍が必要など）				

《同封するもの》

- 手数料 郵便局の定額小為替を購入し、何も記入しないでください。
 全部・個人（戸籍謄・抄本） 450円
 除籍・改製原戸籍（謄・抄本） 750円
 附票 350円 身分証明書 500円
- 返信用封筒 あなたの住所、氏名を書いて、切手を貼って同封してください。
 たくさんの通数を請求されるときは、余分に切手を入れてください。
- 請求者の本人確認書類のコピー
 運転免許証・マイナンバー（個人番号）カード・写真付き住民基本台帳カード・健康保険証など
- 請求者本人が記載されていない戸籍が必要な場合
 関係が確認できる戸（除）籍謄本などのコピー

委任状（代理の方が窓口にお越しの際にご活用ください）

記載例

委任状

令和 年 月 日

滝川市長 様

代理人（頼まれた方）

住 所	北海道滝川市江部乙町東11丁目13番1号
氏 名	江部乙 花子
生年月日	大正・昭和・平成 54 年 3 月 21 日

私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

住民異動届出	※委任する事項にチェック☑をつけてください。
☐ 転入届（市外からの引越） ☐ 転居届（市内での引越） ☐ 転出届（市外への引越） ☐ 世帯合併 ☐ 世帯分離 ☐ 世帯主変更 <u>新世帯主</u>	

証明書交付等申請	※委任する事項にチェック☑をつけてください。
☐ 住民票（世帯全員）の請求 ☐ 以下の記載はすべて省略 ☐ 本籍 ☐ 続柄 ☐ 個人番号・住民票コード（マイナンバー）	
☐ 住民票（世帯一部）の請求 ☐ 以下の記載はすべて省略 ☐ 本籍 ☐ 続柄 ☐ 個人番号・住民票コード（マイナンバー）	
☐ 戸籍附票（謄本・抄本）の請求 ☐ 全部事項証明（戸籍謄本）・個人事項証明（戸籍抄本）の請求 ☒ 除籍・原戸籍（謄本・抄本） ☐ 身分証明書の請求 ☐ その他 _____ の請求	

注 意
個人番号・住民票コードの載った住民票は、本人（頼む方）へ郵送します。

本人（頼む方）

住 所	北海道滝川市大町1丁目2番15号
氏 名	滝川 太郎 (印)
生年月日	大正・昭和・平成 1 年 2 月 3 日

- ※1 委任状は、本人（頼む方）が自署・押印してください。
 ※2 この委任状は、印鑑登録・証明の申請には使えません。
 ※3 代理人（頼まれた方）の本人確認が必要です。
 ※4 戸籍の附票・戸籍に係るものは、窓口で交付申請書に本籍、筆頭者の記入が必要となります。

委任状

令和 年 月 日

様

代理人（頼まれた方）

住 所	
氏 名	
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日

私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

住民異動届出	※委任する事項にチェック☑をつけてください。
☐ 転入届（市外からの引越） ☐ 転居届（市内での引越） ☐ 転出届（市外への引越） ☐ 世帯合併 ☐ 世帯分離 ☐ 世帯主変更 <u>新世帯主</u>	

証明書交付等申請	※委任する事項にチェック☑をつけてください。
☐ 住民票（世帯全員）の請求 ☐ 以下の記載はすべて省略 ☐ 本籍 ☐ 続柄 ☐ 個人番号・住民票コード （マイナンバー） ☐ 住民票（世帯一部）の請求 ☐ 以下の記載はすべて省略 ☐ 本籍 ☐ 続柄 ☐ 個人番号・住民票コード （マイナンバー） ☐ 戸籍附票（謄本・抄本）の請求 ☐ 全部事項証明（戸籍謄本）・個人事項証明（戸籍抄本）の請求 ☐ 除籍・原戸籍（謄本・抄本） ☐ 身分証明書の請求 ☐ その他 _____ の請求	

注 意
個人番号・住民票コードの載った住民票は、本人（頼む方）へ郵送します。

本人（頼む方）

住 所	
氏 名	(印)
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日

- ※1 委任状は、本人（頼む方）が自署・押印してください。
 ※2 この委任状は、印鑑登録・証明の申請には使えません。
 ※3 代理人（頼まれた方）の本人確認が必要です。
 ※4 戸籍の附票・戸籍に係るものは、窓口で交付申請書に本籍、筆頭者の記入が必要となります。

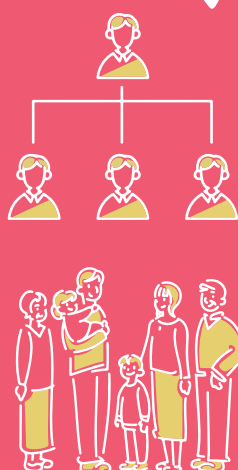
MEMO

専門家にお任せください！

相続 遺言

スタッフ全員が女性

きめ細かなサービス



相続手続き

遺言書作成

家族信託



司法書士 畠山 かおる

この冊子を見た方限定

初回ご相談料
無料

【業務内容】

- ・不動産登記（売買、相続、贈与）・商業登記（会社設立、役員変更）
- ・債務整理 ・成年後見 ・簡易裁判所訴訟代理 ・裁判書類作成

お気軽にお問い合わせ、ご相談ください。

☎ **0125-22-2666**

<営業時間> 平日 9時から5時まで（土日も応相談）

TV 電話方式でのご相談、必要に応じてお客様ご指定の場所にもお伺いいたします。



畠山かおる司法書士事務所

〒073-0032

北海道滝川市明神町3丁目9番13号 産経会館バス停前

☎ 0125 22 3666

✉ khatake@yacht.ocn.ne.jp

KAORU HATAKEYAMA judicial scrivener office



まいふれ【滝川】



有限会社松橋仏壇造花店

仏壇仏具位牌の事ならお任せください

初めてで分からない事がありましたらまずはご相談を！
スタッフがまずは49日までにご準備する事を
親切丁寧にご説明いたします。

流行りの家具調のお仏壇から紫檀黒檀の最高級仏壇
豪華絢爛な金仏壇まで幅広く取り揃えております。
神棚神具神徒壇も取り揃えております。

道内配送設置無料！

仏壇クリーニングから修理までアフターケア完備

お問い合わせ

有限会社松橋仏壇造花店

本店 TEL0125-23-3728

支店 TEL0125-74-5305

滝川本店 北海道滝川市一の坂町東3丁目1の4

砂川支店 北海道砂川市東1条北1丁目1の2

遺族年金の請求手続き

年金は受給の申請手続きをしないと
支給されません

遺族年金・
未支給年金の
手続き



年金を受け取れる人は…
提出先は…

年金は黙っていても
もらえません

亡くなった者がもらうべき年金で、
まだ支給されていない場合は…

自動車の
名義変更・
廃車手続き



自動車の名義変更・廃車は
運輸支局等で登録手続きが
必要です

／ご遺族に代わって当事務所が手続きを代行いたします／

☎0125-24-2249

受付
時間

9:00～18:00
(土日祝日を除く)

行政書士
特定社会保険労務士

齊藤末將事務所

〒073-0023 滝川市緑町2丁目1番32号

官庁通りに面しており、
滝川市役所から徒歩5分です

FAX:0125-23-5031



山崎石材
DESIGN
WORKS

マイベストプロお墓相談随時受付中



CREATIVE

お墓は人生の物語



お墓を建てる

お墓を新たに建てることから、追加彫刻、リフォームや両家墓へのリノベーションまで、幅広いご要望にお応えいたします。家族の歴史や想いを大切に、現代のニーズに合わせた最適なプランをご提案。大切な人とのつながりを、未来へとつなぐお墓づくりをお手伝いします。

お墓の継承に関するご相談は、 私たちにお任せください。

山崎石材では永久デジタル墓「雲のものがたり」を通じて、遠く離れたご家族でもふるさとのお墓を介して故人の想いや家族の絆を未来へつなぐことができます。また、お墓掃除やお墓参りの代行サービスも行っており、ご家族に代わって大切なお墓を丁寧に守ります。新しい時代の墓守りのカタチを提案し、大切な想いと共に未来へ継承していくお手伝いをいたします。



お客様の想いをカタチ にするお墓の未来デザイン

一人ひとりの人生の物語に寄り添い、新しい時代や家族構成にふさわしいお墓をデザインいたします。お墓のデザインだけではなく、管理も含めたトータルで、大切な想いを未来へとつなぎます。



スペースを選ばない仏壇や 手元供養のご提案

コンパクトな仏壇や手元供養を、お住まいのスペースに合わせてご提案します。手元供養には「雲のものがたり」もセットになっており、大切な想いをいつでも身近に感じられる新しいカタチの供養をご提供します。



やむを得ずお墓じまいを 選ばれる方へ

お墓じまいは大切な決断です。山崎石材では、その大切なお墓じまいも丁寧に承ります。また、ご先祖様が心を込めて建立されたお墓の一部を「雲のものがたり」として手元供養にリメイクし、これまでのお墓とは違ったカタチで、大切な想いを残すことが出来ます。



想いでアルバム写真を お墓へとつなぐ新サービス

大切なアルバム写真をデジタル化し、お墓でいつでも共有できるカタチにいたします。役割を終えたアルバム写真は、丁寧に焼き上げまで対応。思い出を未来へとつなぎ、ご家族の絆を大切に守り続けます。



創業136年の安心と信頼

山崎石材

イシヤ ニイサン
0120-148-230

山崎石材工業 検索 〒073-0005 滝川市二の坂町東1-2-1
https://www.e-ishi.jp ☎ 0125-23-2708 | Fax : 0125-23-2888 Email : info@e-ishi.jp

あなたの街の
不動産ショップ

賃貸・売買 **ピタットハウス**

砂川店

砂川市空知太東1条4丁目1番19-11号

TEL:0125-53-5151



株式会社サワケン

- (公社) 宅地建物取引業協会 ●(一社) 全国賃貸不動産管理業協会
- 北海道知事石狩(3)第8586号

※ピタットハウスの加盟店は独立自営であり、各店舗の責任のもと運営をしております。



ホームページは
コチラから



2024年4月1日から相続登記義務化スタート!

スマホ・パソコンで
ご葬儀後の必要な相続手続きがすぐわかる!



**オンライン
1分無料診断**

簡単かつ迅速にあなたの相続手続きに関する状況を診断することができます!
まずは無料診断で、早めの対策を始めてみましょう!

すべて1クリック! 簡単な**4つ**の質問でわかる!

- ☒ 法定相続人は何人いますか? ☒ 遺言書はありますか?
- ☒ 相続財産の種類を選択してください ☒ 相続税の申告は必要ですか?

※質問の答えが不明な場合、不明を選択すれば手続きが確認できます。

**オンライン1分
無料診断は
こちらから!**



いい相続 1分診断



通話料無料

0120-992-467

受付時間 平日 9:00~19:00 / 休日 9:00~18:00

運営元:株式会社鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階

ご相談は無料です。お気軽にお問い合わせください。

相続税

に関する申告・相談なら
八幡税理士事務所へ

下記のような疑問点・ご要望ございませんか。

- ・相続税の申告が必要かどうか確認したい。
- ・相続税をできるだけ少なくしたい。
- ・相続人が争うことなく円満に相続を終わらせたい。



即時対応

相続税対応可能な税理士が2名いるため、できる限り即時にご対応いたします。また、資料の確認や簡単な相談などはLINEやチャットでもやり取り可能です。日中電話等での対応が難しい方でも連絡が取りやすいと思いますのでご安心ください。



明朗報酬

着手前に料金表に基づきおおよその料金をご提示致します。遺産の額や種類、特例適用などにより料金変動しますので、どうしてその料金になるのかをご説明致します。



専門家とのネットワーク

弁護士、司法書士、行政書士、不動産業者、遺品整理業者など相続に関係する専門家との連携で、相続に関するご要望にお応えします。

初回相談無料・スピード対応

お電話でのお問い合わせはこちら

☎ 0125-23-3371

※お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせフォームは
24時間お気軽にどうぞ。



八幡税理士事務所

〒073-0022 滝川市大町3丁目1番34号

営業時間 / 9:00 ~ 17:30 定休日 / 土日祝日

<https://yahata-kaikei.tkcfnf.com/>



代表税理士 八幡吉昭

本誌ご持参で、冊子「Q & A相続税のきほん」をプレゼント！

片付けは最後にできる思いやり

いつかやらなきを 終わらせよう



何から手をつければ良いかわからない

お部屋の
かたづけ

高齢で
不用品を自身で
処分できない

仏壇・人形・仏具等
供養整理をしてほしい

遺品 整理

家屋解体作業も
ご相談いただけます

／まるつとお任せください／



遺品整理
不用品整理



お家一軒
まるごと整理



大型家具
片付け



弊社ホームページは
こちら

／まずはお気軽にご連絡ください！／

遺品整理 1DK40,000 円～ 不用品買取で料金相殺やプラスの可能性も！

見積もり無料

プロが即日対応

明確料金

安心施工

滝川市・近郊で遺品整理はお任せ下さい！



株式会社

ライフサポート

☎ 0125-74-6367

滝川市幸町 4 丁目 5-4

(受付時間 09:00 ~ 18:00)

古物商許可証番号 北海道公安委員会 第 101140000213 号



代表の峯村です。
お気軽にお問い合わせ下さい！

滝川 ライフサポート



発 行 滝川市
編集／発行 株式会社鎌倉新書
発 行 年 2024 年 10 月

このハンドブックは、広告主の協賛により
作成されたものです。

